厚木市地域福祉計画（第６期）の施策体系図について

計画の期間は令和６年度から令和８年度まで

将来像は、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

掲載の図は、基本理念1つ、基本目標3つ、施策の方向を示した項目は9つであり、その施策による主な取り組み案と、達成された姿を体系図にしたものである。

基本理念は、見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくりとしている。

3つの基本目標のうち、1つ目は、住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

2つ目は、互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

3つ目は、地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまちとしている。

次に、基本目標1つ目、住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまちの施策の方向としては、4つあり、そのうちの1つが今回の計画の新規項目となる。

基本目標1に対する施策の方向1つ目は、見守り活動の充実としている。

主な取組の案としては、

・地域住民によるゆるやかな見守り活動の実施

・日ごろから顔なじみの関係性を作り共助による支援活動の実施

・配達業者や検針などを行う民間事業者との地域見守り協定締結のさらなる充実

・見守り協定締結事業者との事例検討会の開催

・ＩＣＴを利用した見守りサービスの推進

・ヤングケアラー、８０５０問題などについて、いち早く発見する体制づくりとしている。

その後の、達成された姿としては、住民同士が、日ごろからのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができている。となる。

次に、施策の方向2つ目は、地域における居場所づくりとしている。

その主な取組の案としては、

・地域住民が日常的に集える身近な場所を活用した居場所づくりの支援

・ミニデイサービス、サロン、子育てサロン及び茶話会などの開催

・生きがいや社会参加につながるサークル活動等の充実

・得意分野を生かし地域での活動の場や機会の創出としている。

その後の、達成された姿としては、地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。となる。

次に、施策の方向３つ目は、地域で支え合う人づくりとしている。

その主な取組の案としては、

・地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進

・認知症サポーター、子育てアドバイザーの養成

・地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターの充実

・地域ニーズに合った新たなボランティアの創出

・地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実強化としている。

その後の、達成された姿としては、「支え手」と「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができている。となる。

次に、施策の方向４つ目は、新たな施策となるが、地域を支えるネットワークづくりとしている。

その主な取組の案としては、

・地域の見守りネットワークが相互に連動するよう推進

・不足している地域資源や地域課題をつながる力で解決するために顔の見える関係性を構築

・災害時における避難行動要支援者の避難の連携強化

・地域の特性に合ったネットワークを構築するために多様な主体の交流を実施としている。

その後の、達成された姿としては、地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。となる。

次に、基本目標の２つ目、互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまちとしており、その施策の方向としては、２つ。

施策の方向１つ目は、福祉に対する理解の促進としている。

その主な取組の案としては、

・認知症ケアパス、障がいの理解や支援のためのガイドブック、ヘルプカード等の普及

・ヤングケアラー、８０５０問題などに対する理解の促進

・高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施

・地域における世代間交流事業の実施

・児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施としている。

その後の、達成された姿としては、福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し尊重し合える関係ができている。となる。

次に、施策の方向２つ目は、権利擁護の推進としている。

なお、この施策には、成年後見制度利用促進基本計画を包含しているものとなる。

その主な取組の案としては、

・地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援セ

ンターの連携強化

・高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの推進

・虐待防止へ向けた啓発活動の充実

・要保護児童等に対する適切な対応に向けた関係機関との連携強化

・児童虐待の未然防止、早期発見の取り組みの実施

・心のバリアフリーの理解及び心のバリアフリー推進員養成の推進

・権利擁護支援センターの機能充実

・地域住民や支援機関への周知啓発

・チーム支援の強化及び地域連携ネットワークの構築

・市民後見人の育成・活躍支援の推進

・本人を中心とした意思決定支援の推進

・成年後見制度利用支援事業などの推進としている。

その後の、達成された姿としては、全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができている。となる。

次に、基本目標の３つ目、地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまちとしており、その施策の方向としては、３つ。

施策の方向１つ目は、新たな施策となるが、生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実としている。

その主な取組の案としては、

・包括的相談支援事業の展開

・相談支援包括化推進員の適切な配置を行い各相談支援機関との連携強化

・とりあえず丸ごと受け止められる場所の拡充、そこから適切な機関に繋がるシステムを構築

・様々な問題を複合的に抱えている相談者に対する包括的な問題の解決に向けて、各相談支援機関による重層的支援会議の開催としている。

その後の、達成された姿としては、身近に相談窓口があり、本人の状況に応じた継続的な支援が行われ、地域とのつながりが実感できている。となる。

次に、施策の方向２つ目は、誰もが参加できる地域づくりとしている。

なお、この施策には、再犯防止推進計画を包含しているものとなる。

その主な取組の案としては、

・自立に向けた相談支援の充実

・ニーズに合った就労準備支援の実施

・生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の実施

・公園・道路・歩道などのバリアフリーの促進

・移動交通手段の利便性

・地域社会で安定した生活を送るための就労や住居確保の支援

・支援が必要な人に対する福祉・保健医療サービスの利用促進

・「社会を明るくする運動」などを通じた広報・啓発活動による地域住民の理解

向上

・買い物支援の充実としている。

その後の、達成された姿としては、関係機関が相互に連携・協働して支援することにより、地域社会とつながりを実感し、安心・安全・快適に暮らすことができている。となる。

次に、施策の方向３つ目は、多機関の協働による支援体制の充実としている。

その主な取組の案としては、

・重層的な支援に向けた支援の実施

・地域包括支援センター、障がい者基幹相談センター及び障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援体制の充実

・地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築

・在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保

・在宅医療・介護関係者の連携強化

・認知症予防・介護予防の指導者・団体の育成

・在宅や施設での看取りの推進

・ヤングケアラー、８０５０問題などの相談支援体制の確保としている。

その後の、達成された姿としては、医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、複雑化・複合化する課題やニーズに対して、必ず支援につながる社会ができている。となる。